

# 兵庫県公報

平成26年 5月20日 火曜日 第 2595 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
公印の廃止及び新調(文書課).....	2
クリーニング師研修等の指定(生活衛生課).....	7
土地改良区の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧(農地整備課).....	8
保安林の指定施業要件の変更予定(豊かな森づくり課).....	8
同 上(同).....	9
同 上(同).....	9
同 上(同).....	9
同 上(同).....	10
同 上(同).....	10
同 上(同).....	11
同 上(同).....	11
同 上(同).....	12
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課).....	12
同 上(同).....	13
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(県土整備部総務課).....	14
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	15
公共測量が終了した旨の通知(同).....	16
同 上(同).....	16
同 上(同).....	16
同 上(同).....	17
同 上(同).....	17
同 上(同).....	17
同 上(同).....	17
同 上(同).....	18
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(道路保全課).....	18
河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等(河川整備課).....	18
港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶(港湾課).....	19
施設使用料の徴収事務の委託(県立考古博物館).....	20
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(県民生活課).....	20
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同).....	22
軽油引取税に係る免税証の無効公告(税務課).....	23
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	23
新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告(建築指導課).....	24
病院局公告	
入札公告(県立尼崎病院).....	25
人事委員会公告	
兵庫県職員 上級採用試験の実施.....	27
教育委員会公告	
落札者等の公示(兵庫県立兵庫工業高等学校).....	30
公安委員会規則	
兵庫県道路交通法施行細則及び放置違反金に関する規則の一部を改正する規則.....	30
正 誤	
平成26年3月31日付け兵庫県公報第19号外中.....	33

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則及び放置違反金に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）  
 道路交通法の一部改正により、一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定及び悪質・危険運転者対策の推進に関する規定が整備されること、放置車両に係る放置違反金の収納の事務を私人に委託できることとされること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第429号

1に掲げる公印を平成26年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成26年4月1日からその使用を開始した。

平成26年5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影

			
兵庫県知事印(神戸県民局)	兵庫県知事職務代理者印(神戸県民局)	兵庫県神戸県民局長印	兵庫県神戸県民局長印
			
兵庫県神戸県民局長印(神戸県税事務所)	兵庫県神戸県民局長印(神戸県税事務所納税証明専用)	兵庫県神戸県民局長印(西神戸県税事務所)	兵庫県神戸県民局長印(西神戸県税事務所納税証明専用)
			
兵庫県知事印(神戸農林水産振興事務所)	兵庫県知事職務代理者印(神戸農林水産振興事務所)	兵庫県神戸県民局長印(神戸農林水産振興事務所)	兵庫県神戸県民局長印(神戸土地改良センター)

			
兵庫県神戸県民局長印 (神戸農業改良普及センター)	兵庫県神戸県民局長印 (六甲治山事務所)	兵庫県神戸県民局長印 (神戸土木事務所)	兵庫県知事印(阪神南県民局)
			
兵庫県知事職務代理者印(阪神南県民局)	兵庫県阪神南県民局長印	兵庫県阪神南県民局長印	兵庫県阪神南県民局長印 (西宮県税事務所)
			
兵庫県阪神南県民局長印(西宮県税事務所納税証明専用)	兵庫県阪神南県民局長印(芦屋健康福祉事務所)	兵庫県阪神南県民局長印(西宮土木事務所)	兵庫県阪神南県民局長印(尼崎港管理事務所)
			
兵庫県知事印(中播磨県民局)	兵庫県知事職務代理者印(中播磨県民局)	兵庫県中播磨県民局長印	兵庫県中播磨県民局長印
			
兵庫県中播磨県民局長印(姫路県税事務所)	兵庫県中播磨県民局長印(姫路県税事務所納税証明専用)	兵庫県中播磨県民局長印(中播磨健康福祉事務所)	兵庫県中播磨県民局長印(中播磨健康福祉事務所)







			
<p>兵庫県中播磨県民局長印(姫路農林水産振興事務所)</p>	<p>兵庫県中播磨県民局長印(姫路農業改良普及センター)</p>	<p>兵庫県中播磨県民局長印(姫路土地改良センター)</p>	<p>兵庫県中播磨県民局長印(姫路土木事務所)</p>
			
<p>兵庫県中播磨県民局長印(姫路港管理事務所)</p>	<p>兵庫県知事印(光都農林水産振興事務所)</p>	<p>兵庫県知事職務代理者印(光都農林水産振興事務所)</p>	<p>兵庫県西播磨県民局長印(光都農林水産振興事務所)</p>
			
<p>兵庫県丹波県民局長印(丹波健康福祉事務所)</p>	<p>兵庫県知事印(豊岡土木事務所)</p>	<p>兵庫県知事職務代理者印(豊岡土木事務所)</p>	<p>兵庫県但馬県民局長印(豊岡土木事務所)</p>
			
<p>兵庫県立林業研修館長印</p>			

2 新調公印の名称及び印影

			
<p>兵庫県知事印（神戸県民センター）</p>	<p>兵庫県知事職務代理者印（神戸県民センター）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印</p>
			
<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸県税事務所）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸県税事務所納税証明専用）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（西神戸県税事務所）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（西神戸県税事務所納税証明専用）</p>
			
<p>兵庫県知事印（神戸農林振興事務所）</p>	<p>兵庫県知事職務代理者印（神戸農林振興事務所）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸農林振興事務所）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸土地改良センター）</p>
			
<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸農業改良普及センター）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（六甲治山事務所）</p>	<p>兵庫県神戸県民センター長印（神戸土木事務所）</p>	<p>兵庫県知事印（阪神南県民センター）</p>



			
<p>兵庫県知事職務代理者印 (阪神南県民センター)</p>	<p>兵庫県阪神南県民センタ ー長印</p>	<p>兵庫県阪神南県民セン ター長印</p>	<p>兵庫県阪神南県民セン ター長印(西宮県税事務 所)</p>
			
<p>兵庫県阪神南県民センタ ー長印(西宮県税事務所 納税証明専用)</p>	<p>兵庫県阪神南県民センタ ー長印(芦屋健康福祉事 務所)</p>	<p>兵庫県阪神南県民セン ター長印(西宮土木事務 所)</p>	<p>兵庫県阪神南県民セン ター長印(尼崎港管理事 務所)</p>
			
<p>兵庫県知事印(中播磨県 民センター)</p>	<p>兵庫県知事職務代理者印 (中播磨県民センター)</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印</p>
			
<p>兵庫県中播磨県民センタ ー長印(姫路県税事務所)</p>	<p>兵庫県中播磨県民センタ ー長印(姫路県税事務所 納税証明専用)</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印(中播磨健康福 祉事務所)</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印(中播磨健康福 祉事務所)</p>
			
<p>兵庫県中播磨県民センタ ー長印(姫路農林水産振 興事務所)</p>	<p>兵庫県中播磨県民センタ ー長印(姫路農業改良普 及センター)</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印(姫路土地改良 センター)</p>	<p>兵庫県中播磨県民セン ター長印(姫路土木事務 所)</p>

			
兵庫県中播磨県民センター長印（姫路港管理事務所）	兵庫県知事印（光都農林振興事務所）	兵庫県知事職務代理者印（光都農林振興事務所）	兵庫県西播磨県民局長印（光都農林振興事務所）
			
兵庫県県民センター長印	兵庫県知事印（県立身体障害者更生相談所）		

兵庫県告示第430号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、クリーニング師研修を次のとおり指定する。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 主催者の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
 所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 日程、会場等

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成26年 6月26日(木)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	50人
同 年 7月 8日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	50人
同 月30日(水)	津名ハイツ	淡路市志筑162	40人
同 年 8月 7日(木)	いたみホール (伊丹市立文化会館)	伊丹市宮ノ前 1 1 3	50人
同 月19日(火)	宝塚商工会議所	宝塚市栄町2丁目1 2 ソリオ2	30人
同 年 9月 4日(木)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通 6 3 28	40人
同 月21日(日)	同 上	同 上	40人

4 科目及び時間数

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

- 5 受講料  
研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 5,000円
- 6 受講についての問合せ先  
公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
電話（078）361 - 8097



兵庫県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
高田西部土地改良区	県営土地改良事業により造成される施設の維持管理事業	高田西部地区	平成26年5月20日から 同年6月10日まで	赤穂郡 上郡町役場



兵庫県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町上生野字清水58の1・59（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）57、字赤ナメラ60の4・60の7・60の8・61から63まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）60の9、字畑場64（次の図に示す部分に限る。）字ヒル谷65の1・66（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）67、68
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第433号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町円山字屋敷215、216の1、216の2、217の1、217の2、221、222、224から227まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第434号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町円山字屋敷228・229・232・233の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、231の1、231の2、233の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第435号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定

である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町円山字屋敷230
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第436号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字倉谷1787の1、1787の7、1787の11から1787の14まで、1787の17、1787の27から1787の29まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第437号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字桑ノ山1790の1、1790の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第438号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町栃原字西太郎1789の4から1789の6まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第439号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町小野字大谷筋33の1、33の144から33の146まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)





兵庫県告示第440号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町川尻字高畑山350の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第441号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号  
明石工場事務所長 前 田 清 明
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号
  - (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号 電気めっき施設	
能	力	製品 60個/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時~17時 8時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 ( 水 素 指 数 )	3 ~ 4	3 ~ 4

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	1.5	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	10	20
	浮遊物質 (単位 mg / L)	12	25
	りん含有量 (単位 mg / L)	2	4
	ほう素及びその化合物 (単位 mg / L)	1.2	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)		0.4	0.6

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 5月20日から同年 6月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第442号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
丸尾カルシウム株式会社本社工場  
明石市魚住町西岡1455  
工場長 戎屋典次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
丸尾カルシウム株式会社本社工場  
明石市魚住町西岡1455
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	26号口 ろ過施設	
能	力	製品 500kg/時間	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		着手後30日	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		あり	
	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6 ~ 9	6 ~ 9

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	250	300
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	90	120
	浮遊物質 (単位 mg / L)	40	100
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	1	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)		100	110

備考 既設施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 5月20日から同年 6月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局长水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第443号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となつた事実	取消年月日
			区分	種類		
西井建設(株) 代西井 豊生	神戸市東灘区住吉山手 6 7 20	般 - 25 第115235号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年10月1日
ポート産業(株) 代長谷 一俊	同 市同 区青木1 2 1	般 - 25 第114239号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年1月31日
(株)アセア 代高井 秀和	同 市中央区二宮町1 10 1 402	般 - 24 第112855号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月10日
松井組 代松井 聡	同 市垂水区桃山台2 1664 10 桃山台ハ イツ208号	般 - 21 第115675号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年10月7日
ソイル(株) 代新田 日出雄	同 市同 区潮見が丘 1 6 26	般 - 25 第113826号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
(株)相友 代中嶋 紳夫	同 市西区池上3 1 1 402	般 - 21 第107522号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、ほ装工事 業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年12月31日
クワタエレクトロ ニクス販売 代桑田 朋治	同 市同区美賀多4 17 3	般 - 21 第115525号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年1月31日
(有)協永建設 代星山 元子	同 市同区伊川谷町有 瀬1624	般 - 23 第110200号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月3日
西村建工 代西村 大介	尼崎市塚口町4 5 1 203	般 - 25 第217753号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年12月31日
(有)別府建設 代別府 伸一	同 市上坂部3 7 10	般 - 25 第215591号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年1月31日
(株)大城工業所 代大城 絹子	同 市小中島2 6 10	特 - 23 第201883号	特定	建築工事業、管工事 業、防水工事業、造園 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 2月6日
松村塗装 代松村 政美	西宮市石劔町12 21	般 - 22 第208084号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年5月30日



K - s o u s h o k u 代紙谷 広次	同 市大屋町 9 8	般 - 21 第217936号	一般	内装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 1月20日
稲葉建装 代稲葉 浩	伊丹市南鈴原 4 32	般 - 22 第301502号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月 9日
株八弘 代佐藤 高弘	宝塚市寿町 9 12	般 - 25 第302418号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 1月 4日
八千里園藝 代今里 清忠	同 市中筋 6 7 32	般 - 22 第302161号	一般	とび・土工工事業、造 園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
有石原重機 代石原 重人	川西市向陽台 2 1 84	般 - 25 第215495号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
三宅建設株 代三宅 伸介	加古川市加古川町大野 1216 1	特 - 23 第400076号	特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
トースジェット 株 代藤本 陽一	高砂市米田町米田1098 1	般 - 22 第405603号	一般	板金工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年 3月20日
大釜電気工事 代大釜 圭輔	加古郡稲美町草谷62 8	般 - 24 第406733号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月10日
株ケーアイ工業 代大澤 城	姫路市青山 3 20 6	般 - 21 第457841号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月30日
勝建設株 代志水 清	同 市東今宿 2 7 9	般 - 24 第461043号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業、 石工事業、管工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 9月30日
菅原建設株 代菅原 喜蔵	同 市飾東町八重畑 1133 6	般 - 22 第460158号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
株A - R Y U 代西尾 英之	同 市四郷町本郷407 1	般 - 22 第460819号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 1月29日
株タナビキ 代田藤 保弘	同 市北今宿 1 8 11	般 - 22 第456851号	一般	タイル・れんが・プロ ツク工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月13日
有)三和共同建設 代青木 佳代	たつの市揖西町小犬丸 624 1	般 - 24 第501462号	一般	土木工事業、管工事 業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年 8月31日
株リフレッシュ 代眞岡 俊朗	佐用郡佐用町三日月 1154 8	般 - 24 第551665号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
平山建設 代平山 貴彦	朝来市羽瀨773 6	般 - 22 第601138号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、石工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 2月20日
株田野工務店 代田野 直樹	美方郡香美町小代区神 水709 2	般 - 22 第700297号	一般	土木工事業、建築工事 業、電気工事業、管工 事業、ほ装工事業、造 園工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 1月22日
足立工務店 代足立 武	丹波市氷上町絹山534	般 - 24 第750262号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、と び・土工工事業、鋼構 造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年12月 1日
コンサルタントア ワジ 代松本 光史	南あわじ市湊里617	般 - 22 第801751号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、と び・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成26年 2月28日

## 兵 庫 県 告 示 第 444 号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図）
- 2 作業期間  
平成26年 5月12日から同年 6月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西長洲町二丁目外



兵庫県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年12月16日から平成26年 3月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市名塩地先



兵庫県告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
平成25年10月14日から平成26年 3月25日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区、北区及び長田区



兵庫県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
空中写真測量（固定資産）
- (2) 作業期間  
平成25年12月20日から平成26年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
尼崎市全域
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成26年 1月 6日から同年 3月31日まで

- (3) 作業地域  
尼崎市東園田町 6 丁目



兵庫県告示第448号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量(確定測量)
- (2) 作業期間  
平成25年 6月26日から平成26年 3月24日まで
- (3) 作業地域  
西宮市瓦林町
- 2 (1) 作業種類  
公共測量(4級基準点測量)
- (2) 作業期間  
平成25年12月10日から平成26年 3月24日まで
- (3) 作業地域  
西宮市大屋町及び田代町



兵庫県告示第449号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(デジタル航空写真撮影)
- 2 作業期間  
平成25年10月11日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業地域  
三木市全域



兵庫県告示第450号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(地籍調査実施に伴う4級公共基準点の設置)
- 2 作業期間  
平成26年 1月10日から同年 3月20日まで
- 3 作業地域  
三田市屋敷町及び三田町の一部



兵庫県告示第451号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。



平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間  
平成25年11月28日から平成26年 3月28日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市志知飯山寺、志知北及び志知南



兵庫県告示第452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
平成25年12月20日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業地域  
加東市全域



兵庫県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 5月20日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 5月20日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道 西 脇 篠 山 線	西脇市住吉町字一ノセ1番98から 同 市住吉町字一ノセ1番100まで	旧	10.0から 24.0まで	66.0	
		新	8.0から 15.0まで	66.0	



兵庫県告示第454号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年 5月20日

河川管理者

兵庫県中播磨県民センター長 北 川 稔 男

- 1 保管した工作物等  
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所  
姫路市飾磨区中島字大森新田3048 51地先

3 保管した工作物等の返還の手続

保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表 1

整理番号	保管した工作物等			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時		
		内色 - 外色						
1	モーターボート	6.58 - 2.37	1	271-24479	姫路市大津区吉美693番1地先 (水面上)	平成26年3月26日11時	同 月26日12時	
		白 - 白						

別表 2

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	丸太2本、ロープ2本	1式	姫路市大津区吉美737番2地先 (護岸上)	平成26年3月26日13時	同 月26日16時	
2	係留施設等	単管16本、グレーチング1枚、ロープ5本	1式	姫路市大津区吉美693番1地先 (護岸上)	平成26年3月26日10時	同 月26日12時	
3	係留施設等	単管31本、タイヤ18個、グレーチング2枚、	1式	姫路市大津区吉美693番1地先 (護岸上)	平成26年3月26日10時	同 月26日12時	
4	係留施設等	単管設置用基礎8個	1式	姫路市大津区吉美693番1地先 (護岸上)	平成26年3月26日9時	同 月26日12時	
5	係留施設等	単管設置用基礎3個	1式	姫路市大津区吉美693番7地先 (護岸上)	平成26年3月26日9時	同 月26日12時	
6	係留施設等	単管20本、ロープ4本	1式	姫路市網干区大江島764番地先 (護岸上)	平成26年3月27日10時	同 月27日15時	
7	係留施設等	単管24本、タイヤ22個、ロープ3本、梯子1脚	1式	姫路市網干区大江島794番地先 (護岸上)	平成26年3月26日10時	同 月27日15時	



兵庫県告示第455号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶について、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年5月20日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保管した船舶  
別表のとおり
- 2 当該船舶の保管の場所  
姫路市飾磨区中島字大森新田3048 51
- 3 保管した船舶の返還の手続  
保管した船舶の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民センター姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表

整理番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した船舶が放置されていた場所	撤去した年月日時	備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時	
	種類	内色・外色					
1	なし	6.58 - 2.37	1	271-24479	姫路市大津区吉美693番1地先 (大津茂川)	平成26年 3月26日11時	
	モーターボート	白 - 白				同 月26日12時	



兵庫県告示第456号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、兵庫県立考古博物館の使用料の徴収事務を、株式会社ザ・アール大阪支店に次のとおり委託した。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
考古博物館使用料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立考古博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
大阪市中央区久太郎町3丁目6 8  
株式会社ザ・アール大阪支店  
支店長 中 上 よし子
- 4 委託年月日  
平成26年 4月 1日
- 5 徴収の方法  
株式会社ザ・アール大阪支店は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立考古博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から 2 月間とする。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人笑顔のたえない沼島

イ 代表者の氏名 磯 崎 剛

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市沼島2523番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、沼島の島民に対し、島の活性化に関するまちづくり及び観光の促進等の事業を行い、島民がいきいきと希望を持って働き暮らせる島づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人北播磨生活応援団

イ 代表者の氏名 内 橋 欣 司

ウ 主たる事務所の所在地 加東市東古瀬58番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県における「参画と協働」の理念に基づき、北播磨地域及び兵庫県下の住民に対して、障がい（児）者及び高齢者に対する生活支援、特産品による地域の魅力づくり、森林環境の保全、自然体験を通じた子どもの健全育成に関する事業を行い、住み慣れた地域で暮らし続ける為に共に生きる社会づくりと地域コミュニティの活性化に寄与する事を目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人生活支援の会あいかつ

イ 代表者の氏名 上 坂 和 子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山五月台3丁目5番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や介護保険制度に基づく要介護認定を受けた人はもちろんのこと、日常生活を送るうえで困っている高齢者や一人暮らしの方々などに、通院や買い物などの外出介助、また日常生活の家事援助や緊急時のお世話などを行うことにより、これらの人々が地域の一員として安心して暮らし続けることができる地域コミュニティ作りに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人なごみ

イ 代表者の氏名 森 郁 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市東鳴尾町2丁目16-19 グラン・ドモール東鳴尾102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者そして障がいのある人まで、全ての住民が住みなれたまちで暮らし続けるよう、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを行うことを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人遺言相続専門家相談所ひょうご

イ 代表者の氏名 鈴 木 尉 久

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市緑町7番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者はじめ広く一般市民に対して、遺言書、相続手続、遺言執行、成年後見、老人介護、葬儀、高齢者の財産管理等に関する相談、教育及び啓発事業を行い、近時増加している相続争いを未然に防ぎ、もめ事のない快適で豊かな生活を営むこと、円滑な事業承継等によって、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。



## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人C O

イ 代表者の氏名 前 田 伸 一

ウ 主たる事務所の所在地 小野市天神町80番地の501

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく事業及び福祉や介護に関する相談・助言・情報提供事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本福祉振興会

イ 代表者の氏名 北 川 芳 正

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市御国野町深志野664番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、「明るく暮らせる地域社会の創造」をスローガンに、地域防犯、独居老人等の生活支援、地域住民の学び・交流支援等に関する事業を行い、いつまでも健康で犯罪のない安心した日常生活を過ごす事が出来る地域コミュニティの創造と発展に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宅老所るまん

イ 代表者の氏名 喜 多 あゆみ

ウ 主たる事務所の所在地 多可郡多可町中区安楽田980番地の43

エ 定款に記載された目的

この法人は、一人一人の個性を大切に、明るく楽しく心豊かに老いてゆける地域づくりをめざし、高齢者、要介護者に対する在宅支援、居宅の提供に関する事業及び、広報活動を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人文化・福祉・人権サポートアエソン

イ 代表者の氏名 政 本 和 子

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町古宮236番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、特に地域住民の人々に対して、住民主導による多彩な芸術・文化・福祉・人権等に関する事業の企画及び実施、関係する諸団体の活動支援・交流などの事業を行うとともに、情報収集・発信につとめ、すべての人が健やかに暮らすことができる文化・福祉・人権がリンクしたまちづくりの増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人セルフサポートいずし

イ 代表者の氏名 籙 谷 力 夫

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市大手町2番25号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会参加と福祉の増進を図るための事業を行い、人々が互いに生きがいのある生活を実現することにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成26年 4月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人視障自立支援の会

イ 代表者の氏名 榊 原 道 眞

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市潮江2丁目17番31号

エ 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者に対して、視覚障害者が自由に街に出られる環境作り、外出介助支援、視覚障害者に対する情報の提供活動、とりわけ視覚障害者の多くが自立の道のひとつとして考えるあんま・マッサージ・指圧業、はり・きゅう業に関する専門技術、医学医療の情報提供、その経営に対する適切な指導、援助等、視覚障害者の自立を支援する事業を行い、視覚障害者の福祉の増進並びに県民の保健及び医療の増進に寄与することを目的とする。



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
20 リットル 券	農業	H21 5146235 ~ H21 5146247	平成27年 2月28日	13	加古郡稲美町国岡1 173 株式会社J Aオートサービス 天満セルフSS	東播磨 県民局	平成26年 4月16日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 甲子園東洋ビル

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 中 野 武 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号



代表者の氏名 野 中 隆 史

イ 変更後

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 中 野 武 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後11時まで

イ 変更後

午前7時から午後11時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後11時30分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前7時から午後9時まで

イ 変更後

午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成26年4月26日

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成26年4月26日

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成26年4月26日

5 届出年月日

平成26年4月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年5月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年9月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市みなと総局技術部工務課において縦覧に供する。

平成26年5月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

- 4 - 4、 - 10 - 1、 - 12 - 5、 - 30 - 3

## 病院局公告

## 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年5月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎病院長 藤原久義

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

薬剤部門システム・調剤機器・調剤台 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成27年3月31日(火)

## (4) 納入場所

県立尼崎総合医療センター(仮称)

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品及び類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-0828 尼崎市東大物町1丁目1番1号

県立尼崎病院総務部経理課

電話(06)6482-1521

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成26年5月20日(火)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成26年6月20日(金)午前10時40分 県立尼崎病院 2階第1会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年6月19日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年6月18日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

##### (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成26年5月27日(火)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

##### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年6月27日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

##### (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (7) 契約書作成の要否

要作成

##### (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価

格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Drug control system・Dispensing machines・Dispensing counter, 1 set

(3) Delivery period:

March 31, 2015

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Medical Center (Temporary name)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 27, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 June 19, 2014 by mail

10:40 June 20, 2014 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital,

1-1-1 Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828

TEL ( 06 ) 6482-1521

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 上級採用試験の実施

兵庫県職員 上級採用試験を次のとおり実施する。

平成26年 5月20日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                         | 採用予定人員 | 受験資格                                                                                                                        |
|------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 一般事務職                    | 45名程度  | 1 年齢制限<br>次のいずれかに該当する者とする。<br>(1) 昭和59年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（平成27年4月1日現在で22歳から30歳までの者）<br>なお、次の職種については、次表のそれぞれの区分による年齢とする。 |
| (2) 警察事務職                    | 16名程度  |                                                                                                                             |
| (3) 教育事務職                    | 25名程度  |                                                                                                                             |
| (4) 保健師                      | 2名程度   |                                                                                                                             |
| (5) 栄養士                      | 4名程度   |                                                                                                                             |
| (6) 薬剤師                      | 22名程度  |                                                                                                                             |
| (7) 児童福祉司                    | 2名程度   |                                                                                                                             |
| (8) 心理判定員                    | 2名程度   |                                                                                                                             |
| (9) 農学職                      | 3名程度   |                                                                                                                             |
| (10) 林学職                     | 2名程度   |                                                                                                                             |
| (11) 水産職                     | 1名程度   |                                                                                                                             |
| (12) 環境科学職                   | 1名程度   |                                                                                                                             |
| (13) 総合土木職                   | 15名程度  |                                                                                                                             |
| (14) 建築職                     | 6名程度   |                                                                                                                             |
| (15) 機械職                     | 1名程度   |                                                                                                                             |
| (16) 電気職                     | 2名程度   |                                                                                                                             |
| (17) 小中学校事務職<br>(市町組合立小中学校等) | 22名程度  |                                                                                                                             |

| 職種        | 年齢                                                    |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 保 健 師     | 昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（平成27年4月1日現在で21歳から30歳までの者） |
| 薬 剤 師     | 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成27年4月1日現在で24歳から30歳までの者） |
| 児 童 福 祉 司 | 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（平成27年4月1日現在で22歳から34歳までの者） |

|           |              | <p>(2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者<br/>                 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業する見込みの者<br/>                 イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 免許等<br/>                 次の職種は、それぞれの免許・資格取得者又は取得見込者に限る。<br/>                 なお、採用にあたっては、それぞれの免許・資格の取得を必要とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th> <th style="text-align: center;">免許・資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保 健 師</td> <td style="text-align: center;">保健師の免許</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄 養 士</td> <td style="text-align: center;">栄養士の免許</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薬 剤 師</td> <td style="text-align: center;">薬剤師の免許</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児 童 福 祉 司</td> <td style="text-align: center;">児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環 境 科 学 職</td> <td style="text-align: center;">環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> | 職種 | 免許・資格 | 保 健 師 | 保健師の免許 | 栄 養 士 | 栄養士の免許 | 薬 剤 師 | 薬剤師の免許 | 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格 | 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |
|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 職種        | 免許・資格        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 保 健 師     | 保健師の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 栄 養 士     | 栄養士の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 薬 剤 師     | 薬剤師の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |       |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 日本国籍を有しない者

(保健師、栄養士、薬剤師、児童福祉司、心理判定員、農学職、林学職、水産職、環境科学職、機械職、電気職及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。)

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

| 区分         | 試験日                 |                                    | 試験会場                                                       |
|------------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第1次<br>試 験 | 平成26年6月22日(日)       |                                    | 兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>兵庫県立神戸高塚高校 |
| 第2次<br>試 験 | 個別面接<br>適性検査        | 平成26年7月16日(水)から同月30日(水)までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                       |
|            | 個別面接<br>プレゼンテーション試験 | 平成26年8月5日(火)から同月26日(火)までのうち指定する1日  |                                                            |

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式（一部の職種で選択解答制）により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

個別面接、個別面接及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 第1次試験

平成26年7月10日（木）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに第1次試験合格者に通知する。

(2) 第2次試験

平成26年9月3日（水）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに第2次試験合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「上級請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000065.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000065.html)

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成26年6月16日（月）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成26年6月12日（木）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成26年5月21日（水）午前9時から同年6月4日（水）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成26年5月21日（水）から同年6月4日（水）まで（消印有効）

ウ 持参による場合

平成26年5月21日（水）から同年6月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成28年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線5920、5921



## 教 育 委 員 会 公 告

## 落札者等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成26年 5月20日

## 契約担当者

兵庫県立兵庫工業高等学校長 前 田 学

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
拠点工業高校ものづくり技術技能習得事業導入機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2 1 63
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 4月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社 兵庫営業所 加古川市加古川町溝之口539
- 5 落札金額  
129,700,000円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年 4月15日

## 公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則及び放置違反金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年 5月20日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

## 兵庫県公安委員会規則第4号

## 兵庫県道路交通法施行細則及び放置違反金に関する規則の一部を改正する規則

（兵庫県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号イ及びウ中「更新申請書の提出」を「申請」に改め、同号チを同号テとし、同号クから同号タまでを同号コから同号ツまでとし、同号キ中「70歳以上の特定失効者」の右に「若しくは特定取消処分者」を加え、同号キを同号ケとし、同号カ中「又は特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に改め、同号カを同号クとし、同号オ中「取消処分者講習」を「取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習」に改め、同号オを同号キとし、同号中工を同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第101条の5（免許を受けた者に対する報告徴収）及び法第107条の3の2（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）に規定する報告の徴収（以下「報告徴収」という。）

オ 法第101条の6（医師の届出）の規定による届出（以下「医師の届出」という。）

第1条第1項第5号ア中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同条第3項第8号及び第4項第2号中「又は特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に改め、同条第5項中「取消処分者講習」を「報告徴収、医師の届出及び取消処分者講習」に改める。

第11条の2中「第96条の3」を「第96条の3第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第19条第6項中「、特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に、「更新時講習受講申請書（特定失効者用）」を「更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）」に改める。

様式第46号の2中「更新時講習受講申請書（特定失効者用）」を「更新時講習受講申請書（特定失効者・特

定取消処分者用)」に改める。

( 放置違反金に関する規則の一部改正 )

第 2 条 放置違反金に関する規則 ( 平成18年兵庫県公安委員会規則第16号 ) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

|                  |                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納付命令の<br>原因となる事実 | <p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 違反日時</li> <li>2 違反場所</li> <li>3 違反車両番号</li> <li>4 違反態様</li> </ol> |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

を

「

|                  |                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納付命令の<br>原因となる事実 | <p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 違反日時</li> <li>2 違反場所</li> <li>3 違反車両番号</li> <li>4 違反態様</li> </ol> |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

に改め、

「

|     |                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備 考 | <p>年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第 1 項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。</p> |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

を

「

|     |                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備 考 | <p>年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第 1 項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。</p> |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」

に、「兵庫県指定金融機関」を「兵庫県の指定金融機関」に、「又は収納代理金融機関」を「、収納代理金融機関又は指定のコンビニエンスストア ( 全国の店舗 )」に改め、「 ( 2 ) の金融機関窓口」の右に「又はコンビニエンスストア」を加える。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号 (第7条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--|------|--|--|------|-----|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|------|--|--|------|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|--|------|------|--|
| <p style="text-align: center;"><b>兵庫県</b></p> <p style="text-align: center;">放置違反金収納済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付番号</td> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>所管課</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">相定金融機関<br/>取りまとめ店</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">(兵庫県・本県)</p> | 納付番号 | 金額 |  | 納付目的 |  |  | 納付期限 | 所管課 |  | <p style="text-align: center;"><b>兵庫県</b></p> <p style="text-align: center;">放置違反金払込金受領書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">(兵庫県・他府県)</p> | 金額 |  |  | 納付番号 |  |  | 納付期限 |  |  | <p style="text-align: center;"><b>兵庫県</b></p> <p style="text-align: center;">放置違反金 兼領収書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付番号</td> <td style="width: 30%;">金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>車両番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">納入義務者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">(納入義務者)</p> | 納付番号 | 金額 |  | 納付期限 | 車両番号 |  |
| 納付番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額   |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所管課  |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額   |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |
| 納付期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 車両番号 |    |  |      |  |  |      |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |  |  |      |  |  |      |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |    |  |      |      |  |

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

## 正 誤

平成26年 3月31日付け（兵庫県公報第19号外）

兵庫県議会訓令第1号（兵庫県議会議務局組織規程の一部を改正する訓令）中

| （ページ） | （行）   | （誤）             | （正）                       |
|-------|-------|-----------------|---------------------------|
| 1     | 上から 8 | 第 2 条を次のように改める。 | 第 2 条を次のように改める。<br>（内部組織） |